安全データシート(SDS)

作成:2025年9月1日

1.化学品及び会社情報

【製品の名称】 超硬合金 及び サーメット

【供給者の情報】 会社 : 東洋刃物株式会社

住所(代表) : 宮城県富谷市富谷日渡34-11

電話番号 : TEL 022-358-2431 FAX番号 : TEL 022-358-4463

推奨用途 : 切断、せん断、切削、粉砕等 使用上の制限 : 所定の用途以外に使用しないこと

状態に対する注意

- ・超硬合金は固体状態では、爆発性、引火性、可燃性、自然発火性、禁水性、酸化性はなく、通常の環境下においては 化学的に安定しており安全です。
- ・超硬合金の用途において、通常の使用方法により他の金属等の加工等(研磨、切削、圧延を含む)を行う場合は安全です。
- ・本SDSは、超硬合金の原料及び加工で生じる粉じん等についての情報となります。

2. 危険有害性の要約

化学品のGHS分類

超硬合金及の原料及び加工で生じる粉じん等については、燃焼速度試験などのデータが 入手できなかったので、GHSによる分類はしていない。

超硬合金を構成するための金属成分単体 (コバルト、ニッケル、クロム) の危険有害性について 以下の分類がある。

尚、記載のない危険有害性及び影響(健康に対する有害な影響、環境への影響、物理的及び化学的危険性) については区分外、分類対象外又は分類ができない。

構成金属成分にコバルトが含まれる場合のコバルト単体の危険有害性について以下の分類がある。

113770===1-377073		- / 1
健康に対する有害性:	・呼吸器感作性	区分1
	・皮膚感作性	区分1
	・発がん性	区分2
	・生殖毒性	区分2
	・特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分3(気道刺激性)
	・特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分1(呼吸器)
環境有害性:	・水性環境有害性 長期(慢性)	区分4

構成金属成分にニッケルが含まれる場合のニッケル単体の危険有害性について以下の分類がある。

健康に対する有害性:	・呼吸器感作性	区分1
	・皮膚感作性	区分1
	・発がん性	区分2
	・特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分1(呼吸器腎臓)
	・特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分1(呼吸器)
環境有害性:	・水性環境有害性 長期(慢性)	区分4

構成金属成分にクロムが含まれる場合のクロム単体の危険有害性について以下の分類がある。

健康に対する有害性:	・眼に対する重篤な損傷	区分2B
	・呼吸器感作性	区分1
	・皮膚感作性	区分1
	・生殖細胞変異原性	区分2
	・特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分2(全身毒性)
	・特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分3(気道刺激性)

GHSラベル要素

超硬合金及びサーメットを構成するための金属成分単体(コバルト、ニッケル、クロム)

	コバルト	ニッケル	クロム		
 絵表示又は		A A	1		
シンボル:					
	•	V			
主意喚起語:					
危険有害性情報:	・吸入するとアレルギー、	・吸入するとアレルギー、	・吸入するとアレルギー、		
	喘息又は呼吸困難を	喘息又は呼吸困難を	喘息又は呼吸困難を		
	起こすおそれ。	起こすおそれ。	起こすおそれ。		
	・アレルギー性皮膚反応を	・アレルギー性皮膚反応を	・アレルギー性皮膚反応を		
	引き起こすおそれ。	引き起こすおそれ。	引き起こすおそれ。		
	・発がんのおそれの疑い。	発がんのおそれの疑い。	・遺伝性疾患のおそれの		
	・生殖能又は胎児への	・呼吸器、腎臓の障害。	 疑い。		
	悪影響のおそれの疑い。	・長期に亘る又は反復ばく	・全身毒性の障害のおそれ。		
	・呼吸器への刺激のおそれ。	露による呼吸器の障害。	・呼吸器への刺激のおそれ		
	・長期に亘る又は反復ばく	・長期継続的影響によって			
	露による呼吸器の障害。	水生生物に有害のおそれ。			
	・長期継続的影響によって	3 —— 133 — 13 — 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14			
	水生生物に有害のおそれ。				
 注意書き	【安全対策】				
	・すべての安全注意を読み理解	解するまで取扱わないこと。			
		装置を使用し、ばく露を避けるこ	<u>-</u> ک		
	・適切な保護手袋を着用する。		v		
		ここ。 、適切な呼吸用保護具を着用する	ること。		
	・粉じん等の吸入を避けるこ		J = 0		
	・取扱い場所では飲食又は喫	-			
	・取り扱い後はよく手を洗う。	•			
	・環境への放出を避けること。				
	【応急措置】)			
	£, 5 , 5 , 5 , 7 , 7	のある場所に移動し 呼吸しやる	よい姿勢で休息させること		
	・吸入した場合、新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。・呼吸に関する症状が出た場合には、医師に連絡すること。				
	・気分が悪い時は、医師の診				
	・粉じんが付着した衣類を再				
	・皮膚に付着した場合、多量の	рело 7 е 133 г. желд 7 е — — 0			
		シホと石鹸で光りこと。 刺激が生じた場合、医師の診断/	′壬当てを求めること		
		粉点が 生じた物質、色晶の影断/ 場合、医師の診断/手当てを受け			
	・眼に入った場合は、(できればコンタクトレンズは外し)直ちに清浄な流水で 洗い流すこと。もし刺激が続く場合は、医師の診断/手当てを受けさせること。				
	20 210 7 = = 0 0 0 1 1 3 1 2 1 1 1	大量の水を摂取して希釈後、医鼠			
	受けさせること。	ハエッかで送水ひく印が灰、凸印	4 MAN 1 - 1 / C		
	【保管(貯蔵)】				
		い場所を避けて保管すること。			
	「原棄」	v ~m// c MIV C 体目 y るここ。			
		知事の許可を受けた専門の廃棄	勿処理業者に業務を		
	・内谷初や谷品を、郁垣的宗委託すること。	MŦツロ門で又りた寺川の庶果1	ツだ仕木乍に木坊で		

3.組成、成分情報

- ・化学物質・混合物の区分: 混合物(合金)
- ・化学名又は一般名: 超硬合金

超硬合金及び、サーメットは以下の物質で被覆又は表面処理されている場合がある。

AICrN、AIN、AI2O3、(AI,Ti)N、B4C、Cr3C2、CrN、MoS2、Ti(B,C,N)、TiC、TiCN、TiN、(Ti,Si)N、(Ti,Zr)N、

超硬合金及び、サーメットの成分及び濃度又は濃度範囲(含有量)

成分	化学式	CAS番号	PRTR法	労働安全衛生法	組成 (wt%)
炭化タングステン	WC	12070-12-1	該当なし	該当なし	10 – 100
クロム	Cr	7440-47-3	1種87号	別表9-142	0-5
コバルト	Со	7440-48-4	1種132号	別表9-172	0-30
ニッケル	Ni	7440-02-0	1種308号	別表9-418	0 – 30
炭化モリブデン	Mo2C	12069-89-5	1種453号	別表9-603	0-20
炭化タンタル	TaC	12070-06-3	該当なし	該当なし	0 – 20
炭化バナジウム	VC	12070-10-9	1種321号	該当なし	0-5
炭化チタン	TiC	12070-08-5	該当なし	該当なし	0-60
窒化チタン	TiN	25583-20-4	該当なし	該当なし	0-60

コバルト、ニッケル、クロムを有効元素として含まない場合でも、コバルト、ニッケル、クロムを不純として含むことがある。

4.応急処置

吸入した場合

- ・粉じんを吸引したり、作業者に呼吸系の症状(咳、喘ぎ、息切れ等)が現れたら、新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。もし呼吸困難な場合は酸素吸入をすること。呼吸が停止している場合は、直ちに人工呼吸を行うとともに、医師の診断/手当てを受けさせること。
- ・万一刺激や発疹が続く場合は、医師の診断/手当てを受けさせること。

皮膚に付着した場合

・もし皮膚に粉じんが付着した場合は、粉じんが付着した衣服を脱がせ、付着部を石鹸水で十分に洗浄すること。 刺激や発疹が続くようであれば、医師の診断/手当てを受けさせること。

眼に入った場合

・粉じんが眼に入った場合は、(できればコンタクトレンズは外し)直ちに洗浄な流水で洗い流すこと。 もし刺激が続く場合は、医師の診断/手当てを受けさせること。

飲み込んだ場合

・多量に粉じんを飲み込んだ場合は、大量の水を摂取して希釈後、医師の診断/手当てを受けさせること。

5.火災時の処置

適切な消火剤、使ってはならない消火剤

・粉じん火災の場合は、乾燥砂、膨張ひる石又は膨張真珠岩、ABCタイプ(一般、油、電気火災用)の粉末消火器、 又は水(マグネシウム、アルミなどの軽金属の切粉を含む粉じんへは禁水)を用いて消火すること。

消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置

・消火活動を行う者は、防護衣、粉じんマスク又は呼吸保護具等を着用すること。

6.漏出時の処置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

- ・研削屑や粉じんを清掃する人は、人体へのばく露を最小限にするための服装と呼吸保護具等の装備をすること。 環境に対する注意事項
- ・粉じんは産業廃棄物として処理し、水系には漏出させないこと。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

・粉じんについては、場所を隔離し、微粒子を高能率で回収できるフィルターを装備した掃除機等を使って除去すること。 適当な除去方法がない場合は、霧状の水又は 濡れた床拭きモップで湿らせて粉じんを除去すること。

7.取り扱い及び保管上の注意

取扱い

■技術的対策

・コバルト又はニッケルを含む粉じんの飛散が考えられる場合は、局所排気装置等の設置や保護具の使用により、 人体へのばく露を最小限にすること。

■安全取扱注意事項

・すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

■接触回避

- ・「ばく露防止及び保護措置」に記載措置を行うこと。
- ・粉じんの吸収を避けること。
- ・取扱い場所では飲食や喫煙をしないこと。

■衛生対策

- ・取扱い後はよく手を洗うこと。
- ・環境への放出を避けること。

保管

■安全な保管条件

- ・急激な温度変化や湿度の高い場所を避けて保管すること。
- ・切断や研磨で生じた微粉・粉じん・切屑を保管する場合、飛散しないようにカバーなどで覆うこと。

■安全な容器包装材料

・容器包装には超硬合金の比重に見合った材料を用いること。

8.ばく露防止及び保護措置

ばく露防止

作業環境許容濃度 (参考値)

William Property Co.				
成分	化学式	OSHA PEL* mg/m3	ACGIH TLV* mg/m3	日本産業衛生学会 許容濃度 mg/m3
炭化タングステン	WC	N/A	5(as W)	N/A
クロム	Cr	1	0.5	0.5
コバルト	Со	0.1	0.02	0.05
ニッケル	Ni	1	1.5	1
炭化モリブデン	Mo2C	15	10(as Mo)	N/A
炭化タンタル	TaC	5(as Ta)	5(as Ta)	N/A
炭化バナジウム	VC	N/A	N/A	N/A
炭化チタン	TiC	N/A	N/A	N/A
窒化チタン	TiN	N/A	N/A	N/A

^{*}OSHA PEL 米国労働安全衛生局 許容ばく露限界

・設備対策

局所排気装置の設置により、浮遊粉じんが上記の表に記載した許容濃度の基準値を超えないようにする。

なお、コバルト(及びその無機化合物)については、労働安全衛生法第65条の2の第2項において

厚生労働大臣の定める作業環境評価基準により管理濃度が0.02mg/m3となっている。

また、コバルト(及びその無機化合物)を貯蔵ないし取扱う業務においては、

特定化学物質障害予防規則に則し必要な処置を講ずること。

保護具

- ・呼吸用保護具: 粉じんに対する防塵マスクや呼吸保護具を着用すること。
- ・手の保護具: 粉じんに対する保護手袋を着用すること。
- ・眼、顔面の保護具: 粉じんに対する眼、顔面の保護具を着用すること。
- ・皮膚及び身体の保護具:皮膚との直接接触は避けること。

付着した粉じんを取り除くため衣服、布切れ等は振り払わず、洗濯や適切なフィルターを使用した吸引によって必ず取り除く。 粉じんが付着した衣服は新しいものに着替えること。

^{*}ACGIH TLV 米国産業衛生専門家会議 許容限度

^{*}N/A 適用なし

9.物理及び化学的性質

物理状態:	固体
色:	暗灰色
	被覆又は表面処理された状態では外観が変わる場合が多い。
臭い:	無臭
融点/凝固点:	データなし
沸点又は初留点及び沸騰範囲:	データなし
可燃性、爆発限界、可燃限界	データなし
引火点、自然発火点、分解温度:	
рН:	データなし
動粘性率:	データなし
溶解度:	不溶性
蒸気圧:	データなし
密度及び/又は相対密度:	5.0~15.5
相対ガス密度:	データなし
粒子特性:	データなし

10.安定性及び反応性

超硬合金及びサーメットの原料及び加工で生じる粉じんは、粒度が非常に細かくかつ引火点の低い研削油と 混在しているなどの特定条件下では自然発火の可能性がある。また、発火しやすい特殊な条件下の粉じんが大気中に 分散された場合、発火・爆発する可能性がある。

超硬合金及びサーメットを構成するための金属成分単体(コバルト、ニッケル、クロム)の安定性及び特定条件下で 生じる危険な反応について以下の情報がある。

構成金属成分にコバルトが含まれる場合のコバルト単体の安定性及び特定条件下で生じる危険な反応について 以下の情報がある。

構成金属成分にニッケルが含まれる場合のニッケル単体の安定性及び特定条件下で生じる危険な反応について 以下の情報がある。

211 113 120 2 2 3	
反応性、化学的安定性:	・法規制に従った保管及び取扱においては安定と考えられる。
危険有害反応可能性:	・金属ニッケルは、通常酸化皮膜によって酸化に対して
	安定化しているが、酸化皮膜のない新鮮な金属表面は、
	空気により急速に酸化される。したがって、粉末の新鮮な
	金属ニッケルは、空気中発火するおそれがある。
避けるべき条件:	・データなし
危険有害な分解生成物:	・データなし

構成金属成分にクロムが含まれる場合のクロム単体の安定性及び特定条件下で生じる危険な反応について 以下の情報がある。

反応性、化学的安定性:	・通常の取扱い条件においては安定。	
危険有害反応可能性:	・過酸化水素などの強酸化剤と激しく反応し、火災や爆発の	
	危険をもたらす。	
避けるべき条件:	・希塩酸や希硫酸と反応する。	
	・アルカリやアルカリ炭酸塩とは混触危険である。	
	・粉末や顆粒状で空気と混合すると、粉じん爆発の可能性がある。	
混触危険物質:	・強酸化剤、希塩酸、希硫酸、アルカリ、アルカリ炭酸塩。	
危険有害な分解生成物:	・燃焼の際は、刺激性もしくは有害なヒュームやガスを	
	放出することがある。	

11.有害性情報

急性毒性: データなし

皮膚腐食性/刺激性: データなし。但し研削等による粉じんや蒸気は鼻、口、喉、

眼の粘膜への刺激、呼吸器官や肺も刺激するおそれ。

眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性: データなし 呼吸器感作性及び皮膚感作性: データなし 生殖細胞変異原性: データなし

発がん性: 炭化タングステンと共存するコバルト粉末はIARCでグループ2A:

人に対する発がん性がおそらくある。(文献1)

生殖毒性: データなし 特定標的臓器毒性(単回ばく露): データなし 特定標的臓器毒性(反復ばく露): データなし 誤えん有害性: データなし

12.環境影響情報

生体毒性、残留性、分解性、生体蓄積性、土壌中の移動性、オゾン層への有害性

・超硬合金に関するデータはない。

13.廃棄上の注意

安全で環境上望ましい廃棄又はリサイクルに関する情報

・超硬合金の主成分である炭化タングステン、コバルト又はニッケル等は希少金属であり、

回収しリサイクルすることが望ましい。

・廃棄においては「廃棄物の処理および清掃に関する法律」等の産業廃棄物に関する法律、

都道府県及び市町村の関連条例に従って処理すること。

14.輸送上の注意

国際規則

国連番号: 非該当

品名(国連輸送名): 非該当

国連分類: 非該当 容器等級: 非該当 海洋汚染物質: 非該当

※超硬合金及びサーメットを構成するための金属成分単体(コバルト、ニッケル)の

粉末を輸送する際には、IMO(International Maritime Organization)、

ICAO (International Civil Aviation Organization) 、IATA (International Air Transport Association)

が定めた関連規定に従い適切な処置が必要となる可能性がある

国内規則

陸上規制情報: 消防法、道路法に従う 海上規制情報: 船舶安全法、港則法に従う

海洋汚染物質: 非該当 航空規則情報: 航空法に従う

※超硬合金及びサーメットを構成するための金属成分単体(コバルト、ニッケル)の粉末を輸送する際には、

船舶安全法や航空法などの関連規定に従い適切な処置が必要となる可能性がある。

輸送又は輸送手段に関する特別の安全対策

超硬合金及びサーメットの原料及び加工で生じる粉じんの輸送に関しては、容器の破損、腐食、

漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。

15.適用法令

該当法令の名称及びその法定に基づく規制に関する情報

· 化学物質排出把握管理促進法(PRTR 法):

クロム第一種指定化学物質 第87号コバルト第一種指定化学物質 第132号ニッケル第一種指定化学物質 第308号炭化モリブデン第一種指定化学物質 第453号炭化バナジウム第一種指定化学物質 第321号

・労働安全衛生法

クロム 法第57条の2、施行令第18条の2 別表第9「名称等を通知すべき有害物」No.142 コバルト 法第57条の2、施行令第18条の2 別表第9「名称等を通知すべき有害物」No.172 ニッケル 法第57条の2、施行令第18条の2 別表第9「名称等を通知すべき有害物」No.418 炭化モリブデン 法第57条の2、施行令第18条の2 別表第9「名称等を通知すべき有害物」No.603

·特定化学物質障害予防規則

コバルト 第2条第1項第2、5号: 特定化学物質第2類物質、管理第2類物質

16.その他の情報

その他の危険有害性情報

・コバルトを含む粉じんを大量に飲み込んだ場合、血液、心臓、甲状腺および脾臓障害の発生原因となる可能性がある。(文献2)

- ・コバルト、ニッケル又はクロムの反復又は長期の接触により皮膚、呼吸器官、心臓などに影響を与える可能性のあることが報告されている。 (文献3~6)
- ・構成金属成分の発がん性については以下の知見がある。

金属コバルト

ACGIH A3:動物に対して発がん性が確認された物質であるが、ヒトへの関連性は不明

IARC 2B:ヒトに対して発がん性を示す可能性がある

日本産業衛生学会 2B:人間に対しておそらく発がん性があると考えられる物質(証拠が比較的十分でない物質)

金属ニッケル

 ACGIH
 A5: ヒトに対して発がん性物質として疑えない物質

 IARC
 2B: ヒトに対して発がん性を示す可能性がある

日本産業衛生学会 2B:人間に対しておそらく発がん性があると考えられる物質(証拠が比較的十分でない物質)

金属クロム

IARC 3:ヒトに対する発がん性について分類できない

*ACGIH 米国産業衛生専門家会議 *IARC 国際ガン研究機関

記載内容の取り扱い

本データシートに記載された内容は、現時点で入手できる資料、情報に基づき作成したものであり、新しい知見により変更される場合があります。含有量、物理/化学的性質等の数値は保証値ではありません。また、注意事項は通常の取扱いを対象にしたものであり、安全を保証するものではありません。

参考文献

- (1) IARC Monographs on the Evaluation of Carcinogenic Risks to Humans, vol.86 (2006).
- (2)Food & Drug Research Laboratories, study No.8005B (4.11.84).
- (3)T.Shirakawa et al., Chest. 95,29 (1989).
- (4)International Chemical Safety Cards (cobalt, chromium, nickel).
- (5)化学物質の危険・有害性便覧(中央労働災害防止協会編)
- (6) A.O. Bech et al., Brit. J.Ind., 19,239 (1962).

参考URL

- ・経済産業省 http://www.meti.go.jp/
- ・環境省(特定化学物質排出管理促進法) http://www.env.go.jp/
- ・厚生労働省(労働安全衛生法) http://www.mhlw.go.jp/
- ・中央労働災害防止協会 http://www.jaish.gr.jp/
- ・IARC(国際ガン研究機関) http://monographs.iarc.fr/
- ・ICSCカード http://www.nihs.go.jp/ICSC/
- ・製品評価技術基盤機構 http://www.safe.nite.go.jp/ghs/list.html

以上